北広島市市民交流広場市民会議開催要綱を次のように定める。

平成28年3月23日

北広島市長　上　野　正　三

北広島市市民交流広場市民会議開催要綱

（開催）

第１条　本市の庁舎に隣接する市有地における市民の交流広場の整備に向けた検討資料に資するため、北広島市市民交流広場市民会議（以下「市民会議」という。）を開催する。

（検討事項）

第２条　市民会議における検討事項は、前条に規定する市民の交流広場の整備に関し意見を述べることとする。

（構成）

第３条　市民会議は、次に掲げる者（第５条第１項において「構成員」という。）をもって構成する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　公募に応募した者（市内に住所を有する者に限る。）

(3)　その他市長が必要と認める者

（開催期間）

第４条　市民会議は、平成 28 年４月１日から同年７月 31 日まで開催する。

（謝礼）

第５条　市民会議に参加した構成員に対し、謝礼を支払う。

2　謝礼の額は、１日につき 5，000 円とする。

（庶務）

第６条　市民会議の庶務は、企画財政部政策推進室企画課において行う。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、市民会議に関し必要な事項は、企画財政部長が定める。

附　則

この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。